

いわゆる共謀罪の創設を含む「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」の廃案を求める会長声明

昨年12月8日、当会はいわゆる共謀罪（テロ等準備罪）の創設に反対する会長声明を公表したが、政府は、本年3月21日、共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法の改正案を国会に上程し、審議が始まっている。

改正案第6条の2が規定する共謀罪は下記のとおり憲法上の人権を著しく侵害する法案であり、当会はその廃案を求める。

1 共謀罪の危険性

改正案における共謀罪は概要、①組織的犯罪集団が、②特定の犯罪を計画しただけで成立し、③その準備行為を行った場合に処罰するというものである。

政府は、世論の批判に対し、「組織的犯罪集団」という文言を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と変更し、対象犯罪を277に減じた。

しかし、①テロリズム集団「その他の」という文言では、依然として、対象範囲が不明確である。また、政府は、普通の団体が性質を変えた場合にも組織的犯罪集団と認定しうるとしており、市民団体や市民の集まりも対象となりうる。

②の「計画」は共謀と同義であると解されるが、共謀には目配せや暗黙の合意も含まれる。単なる相談やSNS上での会話も「計画」となりうる。

③「準備行為」については、法益侵害の具体的危険を伴う行為でなくともよく、ATMでの金銭引き出し行為、物品の購入及び下見など、市民が日常生活で一般的に行う行為も対象となる。また、準備行為は、1人が実行すれば、計画に参加した者全てを処罰することができ、処罰対象を不当に拡大するおそれがあり、冤罪の危険性もある。

2 憲法上の人権を侵害する法律であること

共謀罪は、その処罰対象が広範かつ不明確なため濫用されやすく、何ら危険な行為をしていない市民まで捜査対象となり、逮捕・勾留による身体の自由の侵害や捜索・差押による財産権やプライバシーの侵害がなされるおそれがある。

また、共謀罪が創設されれば、捜査機関は「計画」段階で事件を摘発することになるため、捜査の在り方が根底から変容する。すなわち、違法な計画か適法な計画かは内容を調べなければ判断できないため、身分を秘匿した捜査官の投入や通信傍受などによって市民活動への日常的監視が行われるおそれがある。加えて、通信傍受法のさらなる改正によって、通信傍受対象範囲の拡大や現在は許されていない室内盗聴を可能にする立法に進みかねない。

このような捜査権限の拡大によって、市民への監視が強化されることにより、市民は萎縮し、自由に話し合うことや表現行為、集会への参加等、自らの思想・良心に基づく行動を控えることになりかねない。

以上のとおり、共謀罪は、思想・良心の自由、表現の自由及び集会の自由等の精神的自由を著しく侵害する。そして、これらの精神的自由が侵害されれば、民主主義そのものが機能しなくなる。

3 治安維持法の教訓

日本は戦前、治安維持法によって思想弾圧を行った苦い経験がある。

1925年に成立した治安維持法には、国体を変革または私有財産制度を否認することを目的として結社を組織した者、または事情を知らずこれに加入した者及び上記目的にある事項の実行に関して協議した者を処罰するという規定があった。

立法時は、「伝家の宝刀に過ぎぬ」、「社会運動が同法案の為抑制せられる事はない」とされていたが、次第に対象が広がり、同法によって多くの市民が逮捕、拷問及び処罰された。同じ過ちを現代の日本で繰り返してはならない。

4 共謀罪立法の必要性はないこと

政府は、共謀罪がテロ対策に必要なだと説明するが、既に日本では刑法上の内乱予備陰謀罪や凶器準備集合罪などのほか、爆発物取締法や破壊活動防止法などの多数の特別法により、重大犯罪類型については予備罪、準備罪、共謀罪を処罰する法律が存在している。また、日本は既にテロ対策のための13の条約を締結している。したがって、テロ対策に必要な法整備は既に存在するのであって、新たに共謀罪を創設する必要はない。

それだけではなく、改正案の目的を定めた第1条ではテロ対策については一言も触れられておらず、共謀罪はテロとは無関係の犯罪も対象としていること等から、テロ対策は単なる名目に過ぎない。

5 結び

以上のとおり、当会は、この共謀罪法案に含まれる人権侵害の危険性にかんがみ、その廃案を求めるものである。

2017年4月14日

千葉県弁護士会

会長 及川智志

以上